

～ 国際研修 ～

第34回ベトナム法整備支援研修

大阪地方裁判所判事（前国際協力部教官）

宮 崎 朋 紀

1 はじめに

2010年2月23日（火）から同年3月5日（金）まで、第34回ベトナム法整備支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、最高人民裁判所（Supreme People's Court, 以下「SPC」という。）及び省級人民裁判所の裁判官等からベトナム側により選定された以下の合計10名である。

1 SPC副長官	チャン・ヴァン・トゥ氏
2 SPC裁判理論研究所長	ゴ・ホン・フック氏
3 SPC控訴裁判所判事	グエン・スアン・クオイ氏
4 カインホア省人民裁判所長	フィン・サン氏
5 ベンチャー省人民裁判所長	チャン・ヴァン・チャウ氏
6 ホーチミン市人民裁判所副所長	フィン・ゴック・アイン氏
7 ハノイ市人民裁判所副所長	タ・クォク・フン氏
8 SPC裁判理論研究所刑事行政課長	チュ・ティン・クアン氏
9 SPC秘書課法律専門官	マイ・アイン・タイ氏
10 SPC国際協力部法律専門官	ブイ・ヴァン・ティン氏

なお、本研修には、ハノイに駐在する長期派遣専門家の西村修氏（裁判官から出向中）が全日程につき同行した。

2 本研修実施の背景

(1) ベトナムに対する法制度整備支援の経緯及び本研修に関連する支援活動

当部は、JICAと協力してベトナムに対する法制度整備支援活動を進めており、現在は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～）の枠組みの中で、各種研修の実施等の活動を行っている。

本研修は、上記プロジェクトのうち、SPCをカウンターパートとする活動に関して実施されたものである。その活動に関しては、村上敬一同志社大学法科大学院教授（元東京高等裁判所部総括裁判官）を委員長とするベトナム裁判実務改善研究会が作られ、ハノイに駐在する長期派遣専門家を国内から支援している。

その具体的な活動としては、従前、①判決書マニュアル作成、②判例の普及等に関する活動、③パイロット地区（バクニン省）における裁判実務改善活動が進められていたが、これらについては、現在、国内からの支援が一段落し、ほぼ現地派遣専門家の活動にゆだねられている状態である。すなわち、①の判決書マニュアルについては、懸案だったSPC副長官の承認が既にされたため、間もなく刊行され、普及活動に進む予定である。②については、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」が出版され、2008年8月の第29回本邦研修等で判例の位置付け、拘束力等に関する考え方につき日本側から情報提供を行った後、SPC側で検討が深められるのを待っている状態である。③については、裁判実務上の諸問題についてのQ A集（民事・刑事）が作成され、現在SPC内部での検討を待っている状態である。

そこで、SPCをカウンターパートとする活動としては、新たに2009年春ころから、④SPCが担当する行政訴訟法起草の支援が中心となっている。そのころ以降、長期派遣専門家がSPC側と接触しながら、ベトナムの従前の行政訴訟制度について調査を行ったほか、同年夏には、ハノイで行われた行政訴訟に関するワークショップに村上教授が赴き、行政訴訟についての講義を行うなどしてきたところである。

(2) ベトナム行政訴訟制度の構築の経緯について

ベトナムでは、1995年に初めて裁判所に行政訴訟の審理権限が付与され（裁判所構成法の改正による）、1996年に行政訴訟手続に関する法規範として「行政事件解決手続令」が制定された。これは「法律」ではなく「国会常任委員会令」という位置付けのものであった。

その後、2005年の共産党中央委員会決議第48号、同第49号において、「行政訴訟の解決手続を強く刷新する」「公民が訴訟に参加するための便利な条件を整え、裁判所の前での国民と公権力を持つ機関との間の平等を保障する」などの目標が掲げられ、これを受けて新たに「法律」としての行政訴訟法の起草を行う方針が固められ、その起草をSPCが担当することとなった。

そして、2009年3月には行政訴訟法起草のための組織が結成された。一つは、SPC長官を委員長として10名の委員からなる「ア 行政訴訟法草案起草委員会」であり、もう一つはその下部組織・実働組織と位置付けられ、SPC副長官をリーダーとして24名の構成員からなる「イ 行政訴訟法起草編集グループ」である。なお、本研修参加者のうち、1のトゥ副長官はアの副委員長・イのリーダーであり、2のフック所長はアの委員・イの副リーダーであり、8のクァン課長はイの主要メンバーである。

そして、2009年12月に行政訴訟法草案Ver. 1.2が日本側に交付された。

なお、行政訴訟法の国会での成立時期の目標は、当初は2010年春とされていたが、予定がずれ込み、本研修の時点では2011年春と述べられていた。

(3) 行政事件解決手続令の特徴

行政事件解決手続令は、全76条からなり、日本側の専門家から見てもかなりのレベルといわれるものである。大ざっぱに日本の行政事件訴訟法との比較を試みると、次のとおりである。

ア 日本と類似する点

- a 行政訴訟を通常の司法裁判所が担当している。
- b 裁判所が扱う「行政訴訟」のほか、行政府が扱う「行政不服審査」がある。
- c 出訴期間の制限がある（ベトナムでは「提訴時効」と表現し、原則30日とされる）。

イ 日本と相違する点

- d 日本では「行政不服審査」を経ずに「行政訴訟」を提起できるのが原則であるが、ベトナムでは必ず提訴前に「行政不服審査」を前置しなければならない。
- e 行政訴訟の対象は、日本では広く「行政処分」とされるが（概括主義）、ベトナムでは対象となる行政決定・行政行為として22項目が列記されている（列記主義）。
- f 日本では「取消訴訟」「無効確認訴訟」「不作為の違法確認訴訟」「義務付け訴訟」「差止訴訟」「当事者訴訟」などのメニューの中から原告が選択して訴えを提起しなければならないが、ベトナムでは原告が違法とする対象決定・行為を特定すれば、裁判所においてどのような救済を行うべきかを選択して判決することになっている。
- g 日本では地裁本庁のみが行政訴訟の第1審を扱うが、ベトナムでは県級裁判所（日本の簡裁に相当）も行政訴訟の第1審を扱う。
- h 日本の行政事件訴訟法は、手続の詳細につき民事訴訟法の規定を包括的に準用する形をとっているが、ベトナムの行政事件解決手続令は、手続の詳細についても書き起こして民事訴訟法とは独立した法規範となっている。
- i ベトナムでは、審理期間の制限がある（例えば、「事件の受理から原則として2か月以内に公判準備を終える」など）。
- j ベトナムでは、行政訴訟の期日への検察官の出席が義務付けられている。

3 本研修の概要

(1) 本研修のカリキュラムの概要

当部は、SPCの要望を受け、長期派遣専門家及びベトナム裁判実務改善研究会とも協議の上、①日本の行政訴訟制度の紹介、②前記行政訴訟法草案Ver. 1.2の検討会を2本柱として、本研修のカリキュラムを組むこととした。

(2) 日本の行政訴訟制度の紹介について

本研修の冒頭で、筆者から「日本の裁判所の組織、司法権の独立」について、西村長期派遣専門家から「日本の行政訴訟制度の概要」について、それぞれ説明した上で、次のような講義をしていただき、また見学をさせていただいた。

ア 講義（一橋大学大学院 高橋滋教授）

ドイツ、フランス、イギリス、アメリカとの比較の観点から、日本の行政訴訟の特

徴をお話しいただいた上、日本の行政訴訟制度の仕組みについて分かりやすくお話しいただいた。日本の行政訴訟の発展経緯に関しては、「取消訴訟」から始まって他の類型の訴訟が生まれてきた経緯をお話しいただいたほか、研修員からの質問を受けて「主観訴訟と客観訴訟の区別」がドイツの用語に由来することなどをお話しいただいたのが印象的であった。

イ 講義（法務省大臣官房行政訟務課 永谷典雄課長，佐久間健吉参事官）

訟務制度の仕組みをお話しいただいた上、日本で多い行政訴訟（入国管理，税金，労災，刑務所収容者関係，社会保険関係）や，解決の難しい行政訴訟（都市計画関係，土地収用関係，開発許可関係，原子力発電所関係）に関し，事例を紹介していただいた。都市計画，土地収用，開発許可等についてはベトナムにも同様の事例が多かったようであり，具体例を念頭に置いた多くの質問が寄せられていた。

ウ 見学，講義（東京地方裁判所民事第3部(行政部)，八木一洋部総括裁判官，中島朋宏裁判官）

行政訴訟の口頭弁論を数件傍聴させていただいた上，行政訴訟の裁判所における処理体制，行政訴訟における証拠収集の在り方，和解，判決の執行，仮の救済などについてお話しいただいた。コンパクトな説明の後，質問に答えながら話を深めていくという形で，研修員の関心に沿った協議を行っていただいた。

エ 見学（最高裁判所）

大法廷等の施設見学を行ったほか，竹崎博允長官に表敬挨拶に応じていただき，トゥSPC副長官以下研修員も大変喜ばれていた。



オ 見学，講義（公正取引委員会 大久保正道次席審判官，佐藤郁美審判官，秋吉信彦審判官，審決訟務室小俣栄一郎様）

公正取引委員会を見学させていただいた上，独占禁止法違反行為に対する行政的制裁の流れなどについて，具体例を交えながら，質疑を中心に御説明いただいた。ベトナムの競争法に詳しい研修員も多く，関心を引いていたようである。公正取引委員会から違反者として処分を受けた側の者は審判請求ができるが，同委員会に告発した側の者は，処分がされなかった場合でも審判請求を行うことができないという点に関心が集まり，この点の議論が盛り上がっていた。

カ 講義（日本弁護士連合会行政訴訟センター長 斎藤浩弁護士）

平成16年行政事件訴訟法改正の議論の過程で日弁連から強調した点を中心に，原告代理人から見た日本の行政事件訴訟法やその運用に関する問題点について，幅広く指摘していただいた。最後の評価会では，トゥ副長官から，「裁判所や行政機関側からだけでなく，民間の立場である日弁連からみた行政訴訟についての話を聞くことができたのは貴重な機会であった」旨の感想が述べられていた。

キ 見学，講義（東京法務局訟務部 太田晃詳部長，藤澤孝彦副部長，西理香副部長）
東京法務局の組織体制について説明していただいた上，行政訴訟における和解，代理，判決の執行などについて，質疑を中心に御説明いただいた。和解や，被告行政機関と訟務部との意見調整などについて多くの質問がされ，これらの点に関心が高かったようである。

(3) 行政訴訟法草案Ver. 1.2の検討会について

裁判実務改善研究会の村上敬一教授を中心に，ベトナム側の上記草案Ver. 1.2を検討した上で，本研修の直前にベトナム側から日本側に送付された以下のような関心事項について，協議を行った。

ア 行政不服審査前置主義を廃し，直接行政訴訟を提起できるようにすることの是非

イ 行政訴訟の対象に関する列記主義をやめて概括主義を採用することの是非

ウ 裁判所が判決で命じられる事項について

エ 裁判所の判決の執行について

オ 仮の救済について

カ 行政庁による証拠提出を促進する方法，職権証拠調べの是非について

キ 行政訴訟における和解前置の是非について

ク 出訴期間（提訴時効）として定める期間の相当性について

草案の検討段階での議論であるため，詳細は割愛させていただくが，冒頭で村上教授から，特に行政訴訟の対象とされる「行政決定・行政行為」（特に「行政行為」という概念の意義をできるだけ明確にするよう努めることが，今後の草案改訂作業の中で最も肝要な点である旨を指摘された上，一定の方向性を示されたところ，ベトナム側の研修員もその点に最も頭を悩ませていたようであり，大変感銘を受けたようであった。ほかの点についても，ベトナム側の研修員の問題意識を村上教授が的確に整理，把握した上でコメントを加えていくという形で協議が進み，非常にかみ合った議論がされていた。ベトナム側研修員からは，今後も是非草案へのコメントをいただきたい旨の謝辞が述べられていた。



4 終わりに

本研修のテーマである「行政訴訟制度をどのように作り上げるべきか」という問題は，行政権と司法権との関係をどのようにするかという国家の仕組みにかかわる問題であり，かつ，その国における司法権を巡る状況（裁判官の能力水準，司法権の独立の程度，司法への国民の信頼の程度）の影響を大きく受けるものであって，ベトナム側の起草担当者も，起草段階で数多くの大きな悩みを抱えているようであった。また，日本の行政訴訟制度も，

日本における司法権を巡る状況を踏まえて独自の発展を遂げてきたものであるため、本研修前には、どこまでかみ合った情報提供、議論ができるか不安なところもあったが、結果的には、日本側の講師の皆様の御尽力により、ベトナム側の起草担当者は大きな成果を得ることができたと感じたようであり、是非とも引き続き日本に支援してもらいたいとの感想が述べられていた。

今後も、日本の行政訴訟の専門家の知見がベトナム行政訴訟法草案の改訂作業における大きな助けになるように、長期派遣専門家と協力しつつ、研修やセミナーを企画していきたい。

最後に、通訳をしていただいた大貫錦氏及び綱川秋子氏、そして、文中で触れさせていただいた方々を始め、本研修について多大な御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。



第34回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	10:00 12:30	14:00 17:00
2 / 火 23	JICAオリエンテーション T I C	ICDオリエンテーション T I C
2 / 水 24	講義 日本の司法制度・行政訴訟制度の概観 長期専門家 西村修 国際協力部教官 宮崎朋紀 法務省（赤れんが棟，以下同じ）	講義 日本の行政訴訟法の概要－英米独仏との比較 一橋大学大学院 高橋滋教授 法務省
2 / 木 25	表敬挨拶 法務省事務次官 講義 行政訴訟の実務 法務省大臣官房行政訟務課 永谷典雄課長，佐久間健吉参事官 法務省	講義 行政訴訟の実務 同左 同左 法務省
2 / 金 26	東京地方裁判所見学	東京地方裁判所見学
2 / 土 27		
2 / 日 28		
3 / 月 1	最高裁判所見学（9:30～11:30） 12:30-13:30 所長主催意見交換会	ベトナム行政訴訟法草案検討会 1 同志社大学大学院 村上敬一教授 法務省
3 / 火 2	ベトナム行政訴訟法草案検討会 2 同志社大学大学院 村上敬一教授 法務省	ベトナム行政訴訟法草案検討会 3 同左 同左 法務省
3 / 水 3	公正取引委員会見学	日本弁護士連合会見学（14:00-16:00） 日弁連行政訴訟センター長 斎藤浩弁護士
3 / 木 4	東京法務局見学	ベトナム行政訴訟法草案検討会 4 / 総括質疑 同志社大学大学院 村上敬一教授 法務省
3 / 金 5	評価会 閉講式 T I C	資料整理